

# 農業委員会だより

\*\*\* 育てよう、農業後継者!!! \*\*\*



## 産業まつりで展示した宝船

第51回瑞穂町産業まつりが11月9日、10日に開催されました。去年に引き続き農畜産物直売所運営委員会が宝船の展示を行ったほか、農業委員会は小麦粉販売や宝分け（宝船の野菜の配布）を行い、会場の盛り上げに一役買いました。

## 野焼きは法律で禁止されています！

法に定められた基準をみだしていない焼却炉（地面、素掘りの穴、ドラム缶、ブロック囲いなど）で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「野焼き」といいます。近所で野焼きをしていて、「洗濯物が汚れる」「煙でのどが痛い」などの苦情がにつながる恐れがあります。

周辺住民とのトラブルやダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなりますので、違法な野焼きは絶対にやめましょう。

違反者に対しては、罰則（廃棄物処理法第25条第1項15号）が設けられており、野外焼却を行った者は**5年以下の懲役、1000万円以下の罰金**が科せられる対象となります。

### 農地における野焼きの例外

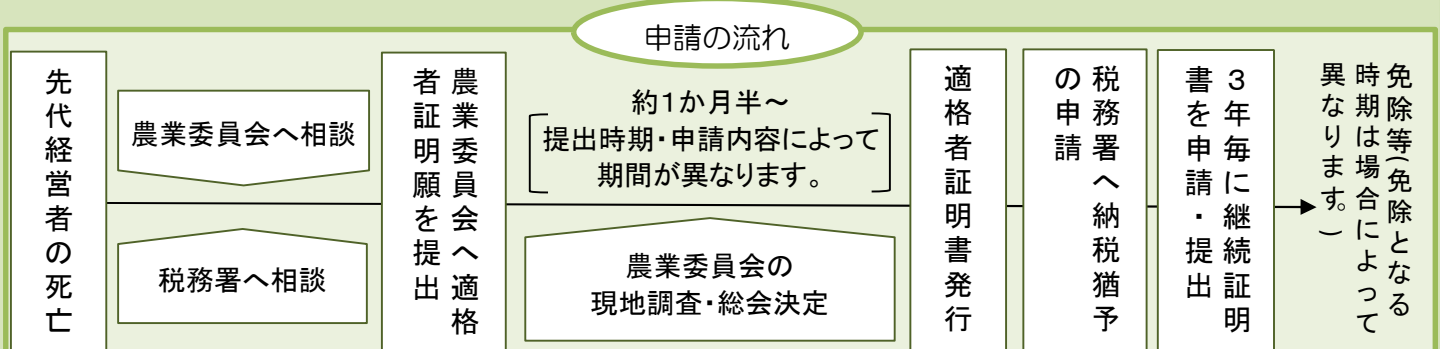
農業を営むためにやむを得ないものとして行われる野焼きは禁止されていません。

農地で発生する農作物の茎や葉等の残さを焼却するための野焼き（害虫の発生を防ぐ効果があります）等、農業を営むためにやむを得ないものとして行われるものは、廃棄物処理及び清掃に関する法律において、例外として認められています。詳しくは農業委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。

**空気が乾燥している時期は火災に十分注意してください！**

## 農地等についての相続税の納税猶予の紹介

農地等の納税猶予制度は農業経営を継続するために受けられる特例制度です。特例を受けた農地の相続税のうち、**農業投資価格**を除いた額の納税が猶予されます。



## ！納税猶予を受ける際の注意！

次の場合には納税猶予が打ち切れ、利子税とともに納付をしなければならない可能性があります。

- ① 農業経営を廃止したとき
- ② 適用農地の売り渡し、譲渡、貸し付けをしたとき
- ③ 宅地等へ転用したとき
- ④ 耕作放棄地になっているとき

・例外もあります。詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

※**農業投資価格**：農地等本来の価格として、国税局長が決定した価格。国税庁ホームページで確認できます。

## 地域計画策定へのご協力ありがとうございます！

地域計画の策定にあたり、アンケートや地域座談会にご協力いただき、ありがとうございました。皆様の貴重なご意見を参考に計画書や目標地図の作成をいたします。来年度以降も引き続き計画策定をしていきますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 地域計画とは

地域農業が持続的に発展するため、「どこの農地で、誰が、どんな農業をするのか」といった、10年後の農地利用の在り方や、将来の地域農業の在り方を、地域で話し合い、作り上げていく、農業の未来設計図です。

### 地域座談会の様子



地域計画未策定の地区は来年度以降に作成します。  
引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

# 農業委員会活動

農業委員会で行っている活動の一部をご紹介します。

## 農ウオーク

令和6年11月16日（土）石畑・武蔵地区の農業施設などを町民の皆様とまわり、収穫体験や施設見学等を行い瑞穂町の農業をPRしました。協力してくださった方々、誠にありがとうございます。



川久保さんの畑



田村園芸



白井農園



白井牧場



## 産業まつり

産業まつりにて小麦粉の販売を行いました。瑞穂町育ちの小麦を製粉した、小麦粉はリピーターも多く、毎年楽しみにしているとの声をいただきました。



## 地域座談会

将来の農業の姿を具体化する地域計画の作成に向け、地域の農業者等との座談会を実施しました。農業委員も座談会に参加し、今後の農業の課題や将来像について活発な意見が交換がされました。



## 農業委員会HP

瑞穂町農業委員会の  
総会議事録など、  
活動を紹介していま  
す！



<http://www.town.mizuho.tokyo.jp/tyosei/019/001/index.html>

## 全国農業新聞のご紹介



- 週刊
- 毎週金曜日発行
- 購読料 月 700円  
年間 8,400円

農業者の視点で編集発行している農家のための新聞です。申込は農業委員会へ！

## 農業者年金に加入しませんか

### 農業者年金の特長・メリット

- 20歳以上65歳未満の国民年金1号被保険者、年間60日以上農業に従事している方やその配偶者・後継者が加入できます。
- 保険料の額が自由に決められます。(月2万円～6万7千円の間で千円単位、下限は例外規定あり)
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 税制面の優遇措置があります。
- 担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

## ～認定新規就農者を紹介します～

関 拓真 さん(箱根ヶ崎地区)



### 認定新規就農者とは？

新規就農者を地域農業の担い手として育成するために就農段階から農業経営の一貫した支援が重要です。このため農業者が作成した青年等就農計画を認定し、早期の経営安定に向け重点的に支援措置を講じる制度です。

Q. 現在の営農状況を教えてください！

A. 経営面積は約1町です。キャベツ、ジャガイモ、スイートコーン等を栽培し、作物は近隣のスーパーや学校給食用として出荷しています。

Q. 就農した経緯や、瑞穂町を選んだ理由は何ですか？

A. 幼いころから祖父母の家庭菜園の手伝いをしたり、大学生や別の仕事をしている時も、市民農園を借りて野菜の栽培をしていたので昔からずっと農業に興味がありました。また、自分で経営をすることにも興味があり、就農したいと考えるようになりました。

長期的に同じ土地を借りて営農したいと考えていて農振区域のある西多摩、さらに、平らで面積の大きい農地が多いと聞いていた瑞穂町で就農したいと思っていました。

Q. 就農して大変なことは何でしたか？

A. 農業アカデミーで基本を学んでいましたが、農地の場所によって水はけや獣害など、地域に応じた問題があり、それぞれの対策をする必要があるのが大変でした。また、広い面積を管理するようになったので1人でできる作物を中心に栽培していますが、全体を管理することの難しさも感じました。

Q. 将来やりたいことはありますか？

A. 規模拡大や、学校給食への出荷量を増やしていきたいです。また、個人事業主として雇用も将来的にしていきたいです。東京で農業をやっているのでも、近隣の出荷場所だけではなく、都心部にも自分の野菜を届けられるように販路の開拓もやってみたいですね。

Q. 最後に一言！

若い農業者として町の農業を支えていける農家になりますので、皆様よろしくをお願いします。

## 会長挨拶

昨年は地域計画の策定に向けて、アンケート調査、座談会にご協力いただきありがとうございました。今後ともご参加をお願い致します。農地の集積を進めると共に、農業振興地域整備計画を進めて、農家や地域の振興策を根本的に考えてまいります。巳年、穏やかな一年をご祈念申し上げます。



農業委員会 会長 上野 勝

## 編集後記

農業委員会では、毎年秋に不耕作地を利用して小麦の種まきを行い翌年の町の産業まつりで小麦粉の販売をし、好評をいただきました。しかしながら、様々な都合により、事業の継続が難しくなったため、昨年秋の種まきは中止せざるえなくなってしまい、とても残念に思っています。農業の分野でも他産業と変わらず高齢化や後継者問題など抱えております。農業委員会では通常の活動とともに、農業と町民の皆さんの生活を結ぶ新しいイベントを企画検討してまいります。年頭にあたり、皆様には引き続き、委員会活動にご理解ご支援を頂きますようお願いいたします。

編集委員 山田 明弘 中野 高雄 古川 宗昭  
田中 俊明 長谷部 冬樹